

# 減収補てん措置

- 地方税を課税免除または不均一課税した自治体に対し、減収額を交付税で補てん。

## 【法律事項】

- 対象：地方公共団体による課税免除および不均一課税
- 対象税目：不動産取得税（都道府県）、固定資産税（市町村、3年間）
- 対象資産：土地・家屋・構築物
- 要件：承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの（課税の特例と同じ要件）

## 【総務省令事項】

- 対象自治体：財政力指数が0.46未満の都道府県  
財政力指数が0.67未満の市町村
- 取得価額要件：農林漁業及びその関連業種5,000万円、左記以外の業種1億円
- 対象業種：業種指定なし
- 補てん率：3/4